

2 1 教職員の選挙運動

□ 概説

1. 公務員がその地位を利用して選挙運動をすることは全面的に禁止されている。また、候補者の推薦、後援団体の結成に参画するような選挙運動とみなされる行為をすることも禁止されている。
(公選法第136条の2)
2. 学校教育法に規定する学校の校長及び教員は、学校の児童生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。
(公選法第137条)
3. 公務員には、公職選挙法による規制のほか、一定の政治的行為の制限がなされている。
(地公法第36条及び国法第102条)
 - (1) 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、国家公務員の例による。
(教特法第18条)

国立学校の教育公務員について制限されている「政治的行為」とは、国家公務員法第102条及びこれに基づく人事院規則14-7に規定されている政治的行為を指す。
 - (2) 公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為は、教育公務員以外の地方公務員について制限されている政治的行為とは異なるものであり、その制限の地域的範囲は勤務地域の内外を問わず全国に及ぶものである。
4. 以上の選挙運動等の禁止又は制限は、公務員としての身分を有する限り、勤務時間の内外を問わず適用される。(ただし、人事院規則14-7第6項第16号については勤務時間内に限られる。)

また、休暇、休職(いわゆる在籍専従も含む)、育児休業、停職等により現実に職務に従事しない者にあっても異なる扱いを受けるものではない。
5. 選挙運動等の禁止制限規定に違反する行為は、公務員の服務義務違反として懲戒処分の対象となるばかりでなく、上記1(公務員の地位利用による選挙運動)及び上記2(教育者の地位利用による選挙運動)の場合は、刑事上の処罰の対象となる。
(公選法第239条第1項第1号及び第239条の2第2項)

□ 公立学校教職員に禁止されている選挙運動等に関する行為の具体例

| 行 為 の 例 | 関 係 条 文 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 候補者の推薦等 (1) 特定の候補者の当選を図るため、PTA等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させること。 (2) 校長・教員の地位を利用して、投票の周旋勧誘(いわゆる票の割り当て等)を行うとか、あるいは、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与すること。 (3) 特定の候補者を支持するため、校長・教員の地位を利用してその候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となることを勧誘したりすること。 | 公選法 136 の 2、137 人事院規則 14-7-6 ①⑧ 公選法 136 の 2、137 人事院規則 14-7-6 ①⑧ その他 公選法 136 の 2、137 人事院規則 14-7-6 ①⑤ |